

大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する 条例第30条の規定に基づく公表

令和4年9月5日

1 事 案

次に掲げる事業者は、大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第10条に規定する特定事業の許可を受けずに土砂等の埋立て等を実施した。

当該事業者に対して、同条例第29条第2項に基づき、期限を定めて外部から搬入した土砂等の全量撤去その他必要な措置を命じたが従わなかった。

よって、同条例第30条の規定により、ここにその事実を公表するものである。

2 処分対象者

住 所 茨城県土浦市田中3丁目1番6—302号メゾン・ド・桜
氏 名 鶴岡 隆

3 措置命令の内容

大田原市奥沢760番1地内へ外部より搬入し、埋立て等に供した土砂等について、次の履行期限までに全量を撤去すること。

なお、土砂等の撤去及び処理については、大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例のほか、その他法令を遵守すること。

また、土砂等の撤去が完了するまでの間は、土砂等の崩落、飛散、流出等の災害の発生防止の対策に万全を期し、大田原市奥沢760番1地内へ外部から土砂等を搬入してはならない。

措置の期限までに命令に係る措置の内容を実施した場合は、遅滞なく大田原市長まで報告すること。

4 措置命令日及び措置期限日

- 1) 措置命令日 令和4年3月29日
- 2) 措置期限日 令和4年7月31日

5 公表期間

措置命令の内容を履行し、確認されるまで。